

**消費者被害未然防止のための街頭啓発イベント企画運営業務に係る
受託候補者選定評価基準**

1 目的

この基準は、消費者被害未然防止のための街頭啓発イベント 企画運営業務の受託候補者を選定するために行う評価について、必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

- (1) 評価基準は、下表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。
- (3) なお、最低合格点は 60 点とし、応募が 1 者のみの場合も同様とする。評価点が 60 点以上のものがない場合は、再度公募を実施する。

評価項目	評価事項（カッコ内は配点）
イベントの企画 提案内容 (40点)	・ 仕様内容を適切に理解したうえで、消費者被害の未然防止につながる具体的な効果が期待できるであるか。(10点) ・ より多様な市民に情報が届くよう、人通りの多さやアクセス利便性などを考慮した、かつ許可取得の可能性、費用・運営面での実現可能性が高い具体的な会場が提案されているか。(10点) ・ 安全管理や運営管理について、具体的に計画され、実効性のある体制が整っているか。(10点) ・ 京都市消費者安全確保地域協議会の取組や本業務の目的を深く理解し、その目的達成に資する具体的な企画提案となっているか。(10点)
啓発物品の提案 (20点)	・ 本業務の目的を踏まえ、実用性が高く、メッセージが記憶に残りやすいなど、消費者被害の未然防止に効果的かつ魅力的な啓発物品が提案されているか。(10点) ・ 環境に配慮した素材の選定や、プラスチック削減、再利用が可能か、簡易包装、啓発物品の単価設定等、持続可能性に配慮した工夫が見られるか。(10点)
広報活動の提案 (10点)	・ より多くの方に効果的に情報が届くよう、SNS や地域媒体、既存のネットワーク活用など、具体的かつ費用対効果の高い広報戦略が提案されているか。
実施体制 (10点)	・ 仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績 (10点)	・ これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額 (10点)	・ $10 \text{ 点} \times (\text{全受託候補者の中の最低提案価格}) / (\text{受託候補者の提案価格})$。 ※ 小数点以下は切捨て。